

高井戸小学校支援本部規約

(名称)

第1条 この組織は「高井戸小学校支援本部」と称する。

(所在地)

第2条 本組織は、東京都杉並区高井戸西2丁目2番1号杉並区立高井戸小学校に置く。

(目的)

第3条 高井戸小学校の教育活動の充実・発展のために、また、高井戸小学校周辺地域との協力体制の構築のために必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第4条 高井戸小学校支援本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、教育活動支援
- 二、総合的な学習の時間に関する支援
- 三、特色ある教育活動に関する支援
- 四、安全・安心に関する支援
- 五、緑に関する支援
- 六、読書活動に関する支援
- 七、土曜日や放課後に関する支援
- 八、その他、校長・学校が求める学校支援の内、本組織が認めたもの

(構成員)

第5条 本組織は、杉並区立高井戸小学校に在籍する生徒の保護者・卒業生の保護者、地域ボランティアを構成員とする。

(役員と職務)

第6条 本部には10名程度の役員を置き、職務は次のとおりとする。

- 一、本部長 学校との調整を図り、事業全体の運営にかかわる。
- 二、事務局長 事業の企画運営にかかわる。
- 三、会計 各所掌事業内容に応じた予算執行を管理・監督する。
- 四、庶務 各所掌事業からの報告を受け、区教委への報告などを行なう。
- 五、広報 支援本部の活動を知らせる。
- 六、会計監査 会計の適正な執行について監督を行い、予算執行を監督する。

(役員任期)

第7条

- 一、役員任期は2年とする。
- 二、2年の任期を終了後、さらに更新することができる。
- 三、転居あるいは健康上の理由・家庭における諸事情等により任務の遂行が困難になった場合は、その職務を辞することができる。

(会議)

第8条 学校支援本部役員会議は、定例会（隔月に1回実施する）と、必要に応じて開催する臨時会を実施する。

(守秘義務)

第9条 役員は、個人情報等事務遂行上知り得た情報を漏らしてはならない。

(検証と評価)

第10条 年度末には、第三者を交えた検証の場を設け、学校支援本部が適切かつ有効に運営されているかを評価し、その旨を各所掌事務担当に伝え、次年度の各事業に活かすこととする。

(会計の管理)

第11条 ゆうちょ銀行の口座の管理はすべて会計が担当する。

(会計監査)

第12条 本会に会計監査2名を置き、各事業の監査結果を区教委、学校長、事務局長に報告しなければならない。また、会計監査の時期は、事業ごとの最終事業終了後直ちに行なわなければならない。

(設立)

第13条 平成21年4月1日設立。

この規約は平成23年 4月 1日より施行する。

(附則)

下線部について一部改定し、平成28年6月3日より施行する。